

「STEP 1 調査における判断基準」

公共調達においては、公正な契約関係のもとで工事等の適正な実施と目的物等の良好な品質を確保し、将来的にも安全で安心できる社会資本の整備を図るとともに、建設関連業の健全な発展を促進する必要がある。

今般、「低入札価格調査実施要領」（以下「要領」という）第5 2）にある「STEP 1 調査」を次のとおり定める。要領に明記のとおり、この「STEP 1 調査」を満足しない場合は、以降の「STEP 2 調査」を実施することなく履行不可能と判断して「失格」とする。

1. 判断基準

- (1) 入札時に提出する「積算内訳書」において、以下の「●業務（工事）にかかる数値的判断基準」を満足すること。
- (2) この調査を経て契約に至った際に付加することとなる入札公告等に示した要件（以下、「低入工事（業務）付加要件」という。）を確実に履行できること。

【●業務にかかる数値的判断基準】

入札時に提出する「積算内訳書」の各費用が、発注者の設計金額に対し表-1に示す金額以上であること。

表-1

【業務・判断基準】

	測量	設計 (土木関係の建設コンサルタント)	設計 (建築関係の建設コンサルタント)	地質調査	補償関係
数値的 判断基準 (業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 ×80% ・諸経費 ×30% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ×80% ・直接経費(必要額) (*注1) ・その他原価 ×70% ・一般管理費等 ×25% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ×80% ・特別経費(必要額) (*注1) ・技術料等経費 ×80% ・諸経費×30% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 ×80% ・間接調査費 ×70% ・解析等調査業務費 ×70% ・諸経費×35% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ×80% ・直接経費(必要額) (*注1) ・その他原価 ×70% ・一般管理費等 ×25%

※複数の業種を一括して発注している場合は、個々の業種の金額の多寡にかかわらず業種別に調査を行い、全ての業種で上記基準を満足すること

(*注1) : 「必要額」とは、応札者において必要として見積もった金額を言い、0円は不可とする。

【●工事にかかる数値的判断基準】

入札時に提出する「積算内訳書」から算出される表-2に示す費目の金額が、発注者の設計金額から算出される表-2に示す費目の判断基準の金額以上であること。

表-2

【工事・判断基準】

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	備考
判断基準（数値的判断基準）	90%	80%	80%	30%	

なお、建築工事、電気通信工事、機械設備工事、鋼橋製作工事の各費目の算出方法については、以下のとおりとする。

○建築工事

- ・直接工事費は「直接工事費」－「現場管理費相当額」
- ・現場管理費は「現場管理費」＋「現場管理費相当額」

「現場管理費相当額」については以下のとおり。

- ・建築物の解体工事および昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合
現場管理費相当額＝直接工事費×20%
- ・上記を除く建築工事、建築電気設備工事および建築機械設備工事の場合
現場管理費相当額＝直接工事費×10%

○電気通信工事

（一般工事）

- ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額
- ・一般管理費等は機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額
ただし、「直接製作費」は機器単体費に6/10を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に1/10を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に2/10を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に1/10を乗じた額とする。

（鉄塔・反射板工事）

- ・直接工事費は「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」の合計額
ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に6/10を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に3/10を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に1/10を乗じた額とする。

○機械設備工事

- ・ 直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- ・ 共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・ 現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額

○鋼橋製作工事

- ・ 共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・ 現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」の合計額

2. 低入工事（業務）付加要件

- (1) 「低入工事（業務）付加要件」については、各工事（業務）の入札公告および入札説明書、仕様書に示す。
- (2) 「STEP 2 調査」にかかる資料提出の要請と併せて、発注者から調査対象者に対して判断基準 1 (2) について確認を行う。その際、履行不可能であればその旨を申し出ると共に、速やかに書面により契約担当者あて届け出るものとする。
- (3) 判断基準 1 (1) に該当する者に対しては、(2) の確認は行わない。

付則

この判断基準は、令和6年4月1日以降に入札公告を行う低入札価格調査制度を適用する業務および工事から施行する。

ただしWTO対象案件については、STEP 1 調査における判断基準 1 (1) (数値的判断基準) をすることなくSTEP 1 調査における判断基準 1 (2) (付加要件) 以降の調査を実施する。